

新潟県毒物及び劇物取締法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第16号

新潟県毒物及び劇物取締法施行細則等の一部を改正する規則
(新潟県毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県毒物及び劇物取締法施行細則(昭和40年新潟県規則第45号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(書類の経由) 第2条 法、政令、省令、条例又はこの規則により、知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。 <u>ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合は、この限りでない。</u>	(書類の経由) 第2条 法、政令、省令、条例又はこの規則により、知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。
(事務処理の特例) 第22条 条例第10条第6号の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 第9条の規定による合格証の書換え交付又は再交付に係る書類の受理及び県への送付 <u>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。)</u> (2) 第10条の規定による返納に係る書類の受理及び県への送付 <u>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。)</u> (3)・(4) (略)	(事務処理の特例) 第22条 条例第10条第6号の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 第9条の規定による合格証の書換え交付又は再交付に係る書類の受理及び県への送付 (2) 第10条の規定による返納に係る書類の受理及び県への送付 (3)・(4) (略)

(新潟県大麻取締法施行細則の一部改正)

第2条 新潟県大麻取締法施行細則(昭和52年新潟県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(書類の提出) 第15条 法、省令、条例又はこの規則(以下「法令等」という。)の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、 <u>新潟市の区域以外の区域にあつては正副2通とし、所轄保健所長を経由して、新潟市の区域にあつては正本1通とし、直接知事に提出しなければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同</u>	(書類の提出) 第15条 法、省令、条例又はこの規則(以下「法令等」という。)の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、正副2通とし、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。ただし、 <u>新潟市の区域にあつては、正本1通とし、直接知事に提出するものとする。</u>

項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合は、この限りでない。	2 (略)	2 (略)
--	-------	-------

(新潟県覚醒剤取締法施行細則の一部改正)

第3条 新潟県覚醒剤取締法施行細則(昭和52年新潟県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(書類の提出) 第18条 法、省令、条例又はこの規則(以下「法令等」という。)の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、正副2通とし、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。 <u>ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合は、この限りでない。</u>	(書類の提出) 第18条 法、省令、条例又はこの規則(以下「法令等」という。)の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、正副2通とし、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。
2 (略)	2 (略)

(新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

第4条 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則(平成2年新潟県規則第85号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(書類の提出) 第27条 法、政令、省令、条例又はこの規則(以下「法令等」という。)の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類(法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る書類を除く。)は、正副2通とし、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。 <u>ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合は、この限りでない。</u>	(書類の提出) 第27条 法、政令、省令、条例又はこの規則(以下「法令等」という。)の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類(法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る書類を除く。)は、正副2通とし、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。
2 (略)	2 (略)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。